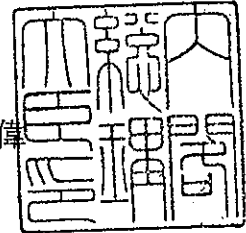




府益担第682号  
令和3年6月15日

公益社団法人Civic Force  
代表理事 前田佳織（根木佳織） 殿

内閣総理大臣  
菅 義偉



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

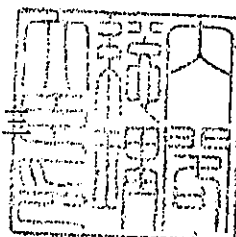
本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和3年6月15日 から 令和8年6月14日 まで



府益担第7.07号  
平成28年6月30日

公益社団法人 Civic Force  
代表理事 大西 健丞 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年 6月30日 から 平成33年 6月29日 まで